

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号アを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員（イからカまでに掲げる職員を除く。） 7,830人（福祉に関する事務所の職員1,499人を含む。）

(2) 第1条第1号カを次のように改める。

カ 下水道河川局に属する職員（下水道事業に従事する職員に限る。）  
451人

(3) 第1条第2号を次のように改める。

(2) 議会事務局の職員 35人

(4) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 294人

イ 学校に属する職員 9,711人

(5) 第1条第5号を次のように改める。

(5) 人事委員会事務局の職員 20人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理 由）

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

## 札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳	
第1条							
(1) 市長の補助機関である職員							
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)							
7,841	7,830	▲ 11	第2次まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)の推進体制確立に伴う増				+6
〔うち福祉に関する事務所の職員〕			重点施策事業の推進に伴う増				+38
1,491	1,499	+8	その他業務量の増加等に伴う増				+31
			事務事業の見直し等に伴う減				▲ 86
イ 病院局に属する職員							
1,111	1,111	0					
ウ 中央卸売市場に属する職員							
22	22	0					
エ 交通局に属する職員							
555	555	0					
オ 水道局に属する職員							
616	616	0					
カ 下水道河川局に属する職員 (下水道事業に従事する職員に限る。)							
474	451	▲ 23	事務事業の見直し等に伴う減				▲ 23
(2) 議会事務局の職員							
36	35	▲ 1	事務事業の見直し等に伴う減				▲ 1

## 札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
292	294	+2			その他業務量の増加等に伴う増	+3
					事務事業の見直し等に伴う減	▲1
イ 学校に属する職員						
9,649	9,711	+62			重点施策事業の推進に伴う増	+84
					事務事業の見直し等に伴う減	▲22
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
18	20	+2			その他業務量の増加等に伴う増	+2
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,733	1,733	0				